

別海町議会会議録

第4号（平成25年3月15日）

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 福祉医療常任委員会付託事件
(町長提出議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号)
委員長報告・質疑
(2) 産業建設常任委員会付託事件
(町長提出議案第22号、議案第23号、議案第24号)
委員長報告・質疑 |
| 日程第 3 | 特別委員会付託事件審査結果報告
平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会
(町長提出議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号) |
| 日程第 4 | 各議案の討論・採決
(1) 平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号)
(2) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第18号)
(3) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第19号)
(4) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について |

- (町長提出議案第 20 号)
- (5) 別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- (町長提出議案第 21 号)
- (6) 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- (町長提出議案第 22 号)
- (7) 別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- (町長提出議案第 23 号)
- (8) 別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- (町長提出議案第 24 号)
- (9) 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 25 号)
- (10) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 26 号)
- (11) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 27 号)
- (12) 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 28 号)
- (13) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 29 号)
- (14) 別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 30 号)
- (15) 別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 31 号)
- (16) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 32 号)
- (17) 別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 33 号)
- (18) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の

- 一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 4 号)
- (19) 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 5 号)
- (20) 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 6 号)
- (21) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 7 号)
- (22) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 8 号)
- (23) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 9 号)
- (24) 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 4 0 号)
- (25) 町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 4 1 号)
- (26) 別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 4 2 号)
- (27) 町道の路線認定について
(町長提出議案第 4 4 号)

- | | | |
|---------|---------|------------------------------|
| 日程第 5 | 発議第 1 号 | 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 発議第 2 号 | 別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 7 | 発議第 3 号 | 環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書について |
| 日程第 8 | 発委第 1 号 | 平成 2 5 年度地方財政対策に関する意見書について |
| 日程第 9 | 発委第 2 号 | 安心できる介護制度の実現を求める意見書について |
| 日程第 1 0 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告 |
| | (1) 福祉医療常任委員会付託事件 |
| | (町長提出議案第 1 8 号、議案第 1 9 号、議案第 2 0 |

- 号、議案第 2 1 号)
委員長報告・質疑
- 日程第 3 (2) 産業建設常任委員会付託事件
(町長提出議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号)
委員長報告・質疑
特別委員会付託事件審査結果報告
平成 2 5 年度別海町各会計予算審査特別委員会
(町長提出議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
(1) 平成 2 5 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号)
(2) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第 1 8 号)
(3) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第 1 9 号)
(4) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
(町長提出議案第 2 0 号)
(5) 別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(町長提出議案第 2 1 号)
(6) 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
(町長提出議案第 2 2 号)
(7) 別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第 2 3 号)
(8) 別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第 2 4 号)

- (9) 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第25号)
- (10) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第26号)
- (11) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第27号)
- (12) 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第28号)
- (13) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第29号)
- (14) 別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第30号)
- (15) 別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第31号)
- (16) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第32号)
- (17) 別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第33号)
- (18) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第34号)
- (19) 尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第35号)
- (20) 別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第36号)
- (21) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第37号)
- (22) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 38 号)
 (23) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 (町長提出議案第 39 号)
 (24) 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
 (町長提出議案第 40 号)
 (25) 町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定について
 (町長提出議案第 41 号)
 (26) 別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
 (町長提出議案第 42 号)
 (27) 町道の路線認定について
 (町長提出議案第 44 号)

- 日程第 5 発議第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 6 発議第 2 号 別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 日程第 7 発議第 3 号 環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書について
 日程第 8 発委第 1 号 平成 25 年度地方財政対策に関する意見書について
 日程第 9 発委第 2 号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について
 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番 木 嶋 悦 寛	2 番 松 壽 孝 雄
3 番 森 本 一 夫	4 番 今 西 和 雄
5 番 西 原 浩	6 番 杓 澤 昌 廣
7 番 小 林 敏 之	8 番 安 部 政 博
9 番 瀧 川 榮 子	10 番 山 田 信
12 番 松 原 政 勝	13 番 戸 田 博 義
14 番 戸 田 憲 悦	15 番 中 村 忠 士
16 番 佐 藤 初 雄	議 長 18 番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（1名）

副議長 17 番 安 田 輝 男

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	教 育 長	真 籠 毅
農業委員会会長	松 田 寅 義	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長	天 田 豊	教 育 部 長	大 島 登

監査委員事務局長	上 月 昭 彦	農委事務局長	森 本 哲 男
会 計 管 理 者	半 田 雅 代	総 務 部 次 長	宮 部 正 好
福 祉 部 次 長	佐 藤 英 敏	福 祉 部 次 長	松 壽 和 広
福 祉 部 次 長	田 保 圭 乙	産業振興部次長	竹 内 伸 康
建設水道部次長	永 野 寛 昭	教 育 部 次 長	藤 原 繁 光
総 務 課 長	宮 部 正 好	総合政策課長	浦 山 吉 人
財 政 課 長	河 嶋 田鶴枝	総 務 課 参 事	佐 藤 則 夫
税 務 課 長	宮 越 正 人	町 民 課 長	半 田 三喜男
福 祉 課 長	佐 藤 英 敏	福 祉 課 参 事	清 水 純 夫
特養建設準備室長	田 保 圭 乙	保 健 課 長	佐々木 勉
特 養 施 設 長	村 井 勉	老 健 事 務 長	岡 田 一 芳
農 政 課 長	山 崎 茂	商工観光課長	大 槻 祐 二
管 理 課 長	小 西 健 夫	上下水道課長	永 野 寛 昭
学 務 課 長	藤 原 繁 光	図 書 館 長	中 川 浩
病院事務課長	佐 藤 一 彦		

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 土 井 一 典 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

4 番 今 西 和 雄	5 番 西 原 浩
6 番 沓 澤 昌 廣	

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さん、おそろいでございますので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまから、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、17番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

4番今西和雄議員、5番西原浩議員、6番杵澤昌廣議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

まず初めに、福祉医療常任委員会に付託いたしました、議案第18号、議案第19号、議案第20号、及び議案第21号の4件の審査結果について報告を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（松原政勝君） 委員会に付託されました、案件について報告いたします。

福祉医療常任委員会委員長報告。

平成25年3月8日開催の第1回定例会2日目において、福祉医療常任委員会に付託のありました、議案第18号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、議案第19号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、議案第20号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について、及び議案第21号別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての審査経過と結果について、御報告いたします。

4件の議案につきましては、3月12日、全委員出席のもと、委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論・採決に至ったものであります。

初めに、議案第18号、第19号、及び第20号については、関連があることから、一括して審査を行いました。3条例は、地域主権改革一括法及び介護保険法の改正により、今まで法令で定められていた基準は、国の基準に「従うべき基準、標準、参酌すべき基準」を踏まえながら、自治体の条例で定めることとなったことから、本町においても必要

な基準等について、新たに条例で定めるものであります。

地域密着型サービスに従事する従事者に係る基準及び員数、居室の床面積、利用又は入所する方の適切な利用、処遇及び安全確保並びに秘密の保持に密接に関連するものについては、従うべき基準とされており、標準とされる基準についても省令どおりの基準としております。

参酌すべき基準については、地域の特性から町独自の基準として非常災害に対する具体的計画の中に地震災害、津波災害、風水害、その他の自然災害に係る対策を含むものとするとしているものです。また、基準省令以外の条例委任事項についても、法令と同じ内容で条例に定めるものであります。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第18号、第19号、及び第20号のそれぞれについて、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

次に、議案第21号ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に交付され、地方自治体は、「新型インフルエンザ等対策本部に関し条例で定める」と規定されました。このことに伴い、新型インフルエンザ等対策本部設置に係る組織、会議の招集、構成員等について定めた条例を新たに制定するものです。

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された理由は、平成21年に発生しました新型インフルエンザは、病状の程度がそれほど重くならないものでありましたが、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザに感染し、死亡する例が報告されております。このインフルエンザが変異して、人から人に感染するようになった場合、多くの人命が失われる恐れがあり、社会全体の混乱も懸念されます。

こうした状況のもとで、新型インフルエンザや同様の危険性がある新型感染症に対して、3年前の教訓を踏まえつつ、国民の健康被害を最小限にとどめることを目的に、必要な法制が整えられたものであります。また、国の対策本部において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、この条例に基づき、直ちに町長を本部長とする対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するものであります。

慎重な審議の結果、本条例の制定は、新型インフルエンザ等の発生時において、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響を最小とするために必要であると判断し、委員全員による採決では、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、福祉医療常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会に付託いたしました、議案第22号、議案第23号、及び議案第24号の3件の審査結果について、報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（小林敏之君） 平成25年3月8日開催の第1回定例会2日目において、産業建設常任委員会に付託のありました、議案第22号別海町道路の構造の技術

的基準等を定める条例の制定について、議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第24号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての3件の審査経過と結果について御報告いたします。

本件につきましては、3月12日、全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長等の出席を求め、慎重に審議を行い、同日、委員会として討論・採決に至ったものであります。

最初に、議案第22号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定は、平成23年度に地域主権改革一括法が公布され、道路法の一部改正に伴い、これまで国の政令、省令で定められていた「道路の構造に関する基準」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する基準」を町の条例で定めることとされたものです。このようなことから、全国の各地方自治体は条例制定に向けて取り組んでいるところです。

本町においても、これまで国の基準により道路整備を行っていることから、基本的には国と同一の基準を条例に定めるものとしています。また、積雪寒冷地に代表される地域性などに配慮し、北海道が独自に定めた基準についても、同一の基準を条例に制定しようとするものであります。

当委員会では、慎重な審議の結果、本条例の制定は、町民が安全で円滑な交通を確保することができる技術的基準であると判断し、出席の委員全員による採決では、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

次に、議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についても、地域主権改革一括法が公布され、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、これまで国の省令で定められていた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」を町の条例で定めることとされたものです。

本町においては、適合義務となっている特定道路は存在しませんが、高齢者、障害者などの方が安全で円滑に利用できるような道路の構造とするため、条例の制定を行うものであります。また、基本的には、国と同一の基準を条例に定めるものとしていますが、北海道が「北海道福祉のまちづくり条例」との整合をはかっていることから、本町においても北海道に準じ、より安全な基準としているものです。

当委員会では、慎重な審議の結果、本条例の制定は、高齢者や障害者などが利用しやすい道路整備を進めバリアフリー化を図る上で必要と判断し、出席の委員全員による採決では、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

最後に、議案第24号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についても、地域主権改革一括法が公布され、河川法の一部改正に伴い、これまで国の政令、省令で定められていた「河川管理施設等の構造基準」を町の条例で定めることとされたものです。

本町においては、現在、指定されている準用河川は1河川となっておりますが、今後の異常気象などによって指定することも想定し、国と同一の基準を条例に定めるものとしています。なお、本町にある河川は小河川であることから、必要でない項目については条例の対象外としています。

当委員会では、慎重な審議の結果、本条例は、災害の発生防止及び流水の正常な機能を確保させるためには必要な技術的基準であると判断し、出席の委員全員による採決では、

全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、産業建設常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第3 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここで、お諮りします。

平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第2号から議案第9号までの8件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会ですので、委員長の報告は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 各議案の討論・採決を行います。

平成25年度各会計予算の採決に入る前にお諮りをします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で質疑・討論・採決が行われております。つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年度各会計予算の討論は省略することに決定いたしました。

それでは、平成25年度各会計予算の採決に入ります。

これから、議案第2号平成25年度別海町一般会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件については起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成25年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度別海町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成25年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成25年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

ただいま、議案第2号から議案第9号までの平成25年度別海町各会計予算について、すべて決定しましたので、平成25年度別海町各会計予算審査特別委員会は、ただいまをもって解散いたします。松原委員長、沓澤副委員長を初め委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

次に、議案第18号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号別海町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号別海町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号別海町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号別海町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号別海町公衆トイレ設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号別海町北海道営草地整備改良事業並びに公社営畜産基地建設事業
分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定につい
ての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定についての
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入
ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４１号町立別海病院特別対策基金条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４２号別海町酪農畜産振興資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号町道の路線認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。日程第５ 発議第１号から日程第７ 発議第３号までの３件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第５ 発議第１号から日程第７ 発議第３号までの３件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第５ 発議第１号

○議長（渡邊政吉君） 日程第５ 発議第１号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

１３番戸田博義議員。

○１３番（戸田博義君） 発議第１号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明いたします。

本件、条例の改正につきましては、地方自治法が改正され、平成２４年９月５日に公布されたことに伴い、必要な改正を行おうとするものであります。

今回の改正は、地方自治法にその根拠規定を求めていた、常任委員会所属の義務、委員選任の時期、特別委員会の選任及び在任期間について、自治体個々の条例で定めようとするものです。現行で「委員の選任」を規定しております第７条に、必要な規定３項を加えることとしたものです。

それでは、改正条例の本文を朗読させていただきます。

発議第１号、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び別海町議会会議規則第１４条第

2 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 15 日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同佐藤初雄、同松原政勝、同小林敏之。

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別海町議会委員会条例（昭和 62 年別海町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 4 項を第 7 項とし、第 1 項から第 3 項までを 3 項ずつ繰り下げ、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則としましては、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、発議第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 発議第 2 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 6 発議第 2 号別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13 番戸田博義議員。

○13 番（戸田博義君） 発議第 2 号別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての内容説明いたします。

本件、規則の改正につきましては、地方自治法の改正により、従来、委員会でのみ認められておりました、公聴会の開催及び参考人の招致が本会議においても認められたことから、今般、会議規則に追加し本会議においても開催・招致できるようにしようとするものであります。現行の会議規則に「公聴会」、「参考人」として 2 章を加える内容であります。

それでは、改正規則を朗読させていただきます。

発議第 2 号、別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年3月15日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同佐藤初雄、同松原政勝、同小林敏之。

改正条文の朗読は、委員会条例における内容と同一でありますので省略させていただきます。

附則といたしまして、この規則は交付の日から施行するとするものであります。

以上で、発議第2号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 発議第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 発議第3号環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

7番小林議員。

○7番（小林敏之君） 発議第3号環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書の内容について御説明申し上げます。

まず、経過説明でございます。

本件は、平成25年3月5日開催の全員協議会での決定及び3月14日付けの別海町内農協連絡協議会、会長原井松純氏からの要請を踏まえ、決議に続き別海町議会としての断固たる反対の意思を表明するものであります。

次に意見書の提案理由であります。

平成25年2月の日米首脳会談以来、安倍首相の交渉参加への前のめりな姿勢と協定締結に向けた風潮は看過しがたい危機的な状況となっております。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）は、我が国の農林水産業や農山漁村に壊滅的な打撃を与えるばかりか、国民生活の根幹を揺るがし、取り返しのつかない状況に陥ることとなるのは明白であります。一次産業の衰退は地域の崩壊を招き、ひいては国の礎をも危うくするということを、強く訴えていかなければならないと考えるところであります。

よって、別海町議会全体意思として反対の意見を表明し、政府の再考を促し、協定の締結を阻止するべく提案するものであります。

それでは議案を朗読いたします。

発議第３号環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

平成２５年３月１５日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、小林敏之。

賛成者、同戸田博義、同佐藤初雄、同松原政勝。

環太平洋経済連携協定交渉参加に断固反対する意見書。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）は、関税ばかりでなく全て国境措置を撤廃することが原則であり、既に協議された事項についての交渉はできないことも確認されるなど、我が国の農林水産業や農山漁村に壊滅的な打撃を与えるのみでなく、医療、金融・雇用など様々な分野への影響も懸念される国の礎を揺るがす協定である。

地域の崩壊を招くこのような協定には、締結はもちろん交渉することにも断固反対である。

よって次の事項について要望する。

記。

１、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に向けた一切の取組は断念し、参加しないこと。

２、農漁業をはじめとする多様な一次産業の共存と資源の継続的な利用を図るため、必要な国境措置を堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年３月１５日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣。

以上であります。議員各位の御賛同により、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発委第1号

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 発委第1号平成25年度地方財政対策に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤初雄君） 平成25年度地方財政対策に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

本件は、平成25年2月15日付けで、北海道町村議会議長会、会長萬和男氏から要望書の提出があり、3月12日、総務文教常任委員会で協議・検討したものであります。

まずは意見書の提案理由ですが、本年1月27日に、地方公務員給与削減などを内容とする平成25年度地方財政対策について閣僚折衝が行われ、通常収支分の地方交付税について、出口ベースで17.1兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、平成24年度と同水準となる59.8兆円を確保することが決定されました。

今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請にこたえ、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、財源確保に向けての努力・工夫については評価すべきものではありません。

しかし、今回の地方公務員給与の取り扱いについては、本質的な問題が内在しており、この点については、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

緊急経済対策や大胆な「15ヶ月予算」の円滑かつ、迅速な実行により、地域経済の活性化に国と地方が協働して取り組もうとしている一方で、この10年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものであり、また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題であります。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であります。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではありません。

このような状況から、総務文教常任委員会で協議の結果、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する、今回のような措置を二度と行なわないよう強く求める、本意見書の提案をすることになったものです。

意見書の内容につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発委第1号平成25年度地方財政対策に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出しま

す。

平成25年3月15日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会総務文教常任委員会、委員長佐藤初雄。

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表するところである。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上であります。

委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 発委第 2 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 9 発委第 2 号安心できる介護制度の実現を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（松原政勝君） 安心できる介護制度の実現を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

本件は、平成 25 年 1 月 25 日付けで、道東勤医協労働組合、執行委員長山本隆幸氏から陳情書の提出があり、福祉医療常任委員会で協議・検討したものであります。

意見書の提案理由です。

介護保険制度は、要介護者を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月から導入されております。

在宅介護を促し、社会的入院の解消を目的とされたものの、介護職の不足などから重度要介護者の在宅介護は困難なことが多く、要介護高齢者の増加が課題となっているところであります。

介護保険制度は、平成 18 年、平成 21 年及び平成 24 年と法改正が行なわれ、今回の改正では「地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の構築」、「24 時間サービス・複合型サービスの導入」、「介護福祉士の医療行為の導入」などが盛り込まれましたが、訪問介護での生活援助時間短縮により、サービスの低下やヘルパーの収入減となつて、利用者の自立を妨げることとなっています。

この、家族の介護負担の軽減につながらない状況を早急に改善し、利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が必要であることから、本意見書を提案するものであります。

意見書の内容につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発委第 2 号安心できる介護制度の実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 15 日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会福祉医療常任委員会、委員長松原政勝。

安心できる介護制度の実現を求める意見書。

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012 年 4 月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30 分以上 60 分未満」「60 分以上」から、「20 分以上 45 分未満」「45 分以上」へと短縮されたことにより、サービスの低下やヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れ

が強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

記。

1、介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。

2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き上げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。

3、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上であります。委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） ただいまの意見書の内容は、よく分かるところです。生活援助の時間が短くなることによって、サービスも受けられない、それからヘルパーの収入も減るということなのですが、別海町の現状としてどのように捉えているのか、その点をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（松原政勝君） 別海町の現状を申せという御質問であります。

別海町は、包括支援センターさらには、民間でそれぞれ行っております。町では包括支援センターの中で訪問介護であったり、いろいろな福祉の手助けをしています。

また、民間のほうでもいろいろな施設が別海町の福祉に一生懸命取り組んでいるという現状であります。金額、数字的なものは分かりません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 安部議員よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

○8番（安部政博君） 大変、率直で明快な説明でよく分かりました。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成25年第1回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時24分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月7日から本日まで、実質7日間にわたる御審議をいただきました。補正予算の追加を含めて、45の案件を提出させていただきましたが、全ての議案につきまして御決定を賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さらに、一昨日、また昨日、2日間にわたりまして、松原委員長、沓澤副委員長を初めとする委員の皆様には、平成25年度各会計予算8件につきまして、予算審査特別委員会における慎重な御審議をいただきました。

全て原案のとおり御決定を賜りましたが、昨今の厳しい財政状況をしっかりと認識した上で、特別委員会においていただきました、貴重な御意見も踏まえながら、予算執行に務めて参る所存であります。

また、第6次別海町総合計画の後期計画見直しにつきましては、平成25年度における前期5年間の実績評価等に向けて、既に準備を開始しているところでございます。

年度明け早々にも見直し体制を整え、検討を進めてまいります。検討作業の状況につきましては、その折々に議員及び町民の皆さんにお知らせして参りたいと考えております。

見直し事業の実施に際しましては、いろいろな御意見をいただく機会も設けながら、「ともにつくる べつかい創造プラン」のさらなる充実に向け、取り組んで参ります。

次に、2点について御報告をさせていただきます。

まずは1点目につきましては、環太平洋連携協定、T P Pに関する対応についてでございます。

自由民主党は13日夜、交渉参加問題を議論する党の対策委員会総会を開催し、安倍首相に対し「国家百年の計に基づく大きな決断をしていただきたい」とする、交渉参加を前提とした内容の決議を行いました。決議は、農林水産分野の5品目などを「聖域」として、関税撤廃の例外とすることを最優先に交渉に当たり、それが実現できないと判断した場合は、交渉からの脱退も辞さないものとする内容で、14日に安倍総理大臣に申し入れを行ったところでございます。

このような状況の中、安倍総理大臣は、本日15日中にも交渉参加を表明すると伝えられております。極めて遺憾な状況です。

仮に、交渉参加ということになれば、国民に十分な情報公開と説明を行い、国民的な議論を尽くした中で判断をすべきであり、国民の合意のないまま、TPP協定の交渉参加は決して行わないよう、関係機関と協力の上、働きかけをして参りたいと考えております。

2点目は、産業振興部における機構の見直しでございます。

産業振興部は、庁舎外の施設等を除いて、現在、3課1室体制で事務を行っておりますが、この内、農政課と環境特別推進室を統合し、事務の効率化と機動性を図って参りたいと考えております。

地方分権一括法の施行などに伴う、業務量の増加と多様化に対応するための組織改革として、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

報告については、以上でございます。

さて、最近、日中の気温もプラスとなりはじめております。少し春らしさが感じられるここ数日ですが、残り半月で新年度がスタートいたします。特別養護老人ホーム等も、民営化による経営移譲まで1年となりますが、スムーズな移行がなされるよう、慎重に作業を進めて参ります。

議員の皆様におかれましては、今後とも、町政運営全般にわたり、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、定例会閉会に当たっての御礼、並びに御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（渡邊政吉君）　ここで、本年3月31日付けで退職されます幹部職員の紹介の申し出がありますので、受けたいと思います。

それでは、町長から紹介がでございます。

○町長（水沼　猛君）　議会日程が終了し、議員の皆様におかれましては、お疲れのところ時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。

本年3月31日付けで退職する職員は、一般事務職と専門職を合わせて、定年退職者が16名、勸奨・自己都合退職者が7名の23名でございます。

本日は、次長職以上の幹部職員を紹介させていただき、退職者から一言ずつ御挨拶をさせていただきますと思います。

皆様から向かって左側から、まず部長職ですが、天田豊、建設水道部長。

大島登、教育部長。

森本哲男、農業委員会事務局長。

土井一典、議会事務局長。

上月昭彦、監査委員事務局長。

川瀬繁子、町立別海病院看護部長。

次長職で松壽和広、福祉部次長。

永野寛昭、建設水道部次長。

中川浩、図書館長。

以上、部長職6名、次長職3名で、もう1名、赤木町立別海病院薬局長が退職となりますが、本日は業務の都合でこの場に出席しておりません。

では、建設水道部長から、順次一言ずつ、退任に当たっての御挨拶を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(・・・退職者から、一言ずつ挨拶・・・)

(建設水道部長 大島登 あいさつ) (拍手)

(教育部長 大島登 あいさつ) (拍手)

(農業委員会事務局長 森本哲男 あいさつ) (拍手)

(議会事務局長 土井一典 あいさつ) (拍手)

(監査委員事務局長 上月昭彦 あいさつ) (拍手)

(町立別海病院看護部長 川瀬繁子 あいさつ) (拍手)

(福祉部次長 松壽和広 あいさつ) (拍手)

(建設水道部次長 永野寛昭 あいさつ) (拍手)

(図書館長 中川浩 あいさつ) (拍手)

○町長(水沼 猛君) 以上で退職者からの御挨拶を終わらせていただきます。

○議長(渡邊政吉君) 3月31日で退職されます幹部職員の皆様、本当に長い間ありがとうございました。

以上をもって終わりたいと思います。町長、管理職、それから議員の皆様、大変長い間御苦労さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員